

## 2 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料(65歳以上)の減免の制度

### (1) 保険税・保険料減免の制度

国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者または介護保険第1号被保険者(65歳以上)で、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が減少した等の場合、申請により保険税・保険料を減免します。

### (2) 対象者

国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者または介護保険第1号被保険者(65歳以上)で①または②に該当する方。

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った方。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次のいずれにも該当する方。
  - ・ 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとにみた本年の収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。
  - ・ 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。
  - ・ 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免の場合)。

### (3) 保険税・保険料の減免額

- ・ 上記(2)①に該当する場合 → 全額免除
- ・ 上記(2)②に該当する場合 → 保険税・保険料の一部を減額

### (4) 対象となる保険税・保険料

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限のもの

### (5) 申請方法

下記に事前にお電話等でご相談ください。

#### ■ 問合せ・申請先

国民健康保険税について 税務会計課 ☎76-4604  
後期高齢者医療および介護保険料について 福祉保健課 ☎76-4608

## 新型コロナウイルス感染症に関する新制度のお知らせ

### 1 国民健康保険・後期高齢者医療保険 傷病手当金の制度

#### (1) 傷病手当金の制度

国民健康保険または後期高齢者医療保険の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われる場合において、会社等を休み、給与等の全部または一部を受けることができない場合、申請により傷病手当金を支給します。

#### (2) 対象者(以下①~④を全て満たす方)

- ① 国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している。
- ② 新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われる。
- ③ ②の療養のため、労務に服することができない期間がある。
- ④ ③の期間中、会社等から給与等の全部または一部が支給されない。

#### (3) 支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日数。

#### (4) 支給額

支給額 = 1日当たりの支給額(※) × 支給対象となる日数

(※) = 直近3か月間の給与収入額 ÷ 直近3か月間の労務日数 × 2/3

(※1日当たりの支給額には上限があります。)

#### (5) 適用期間

令和2年1月1日から令和2年9月30日の間で、療養のため労務に服することができない期間。(※入院が継続する場合は最長1年6か月まで。)

#### (6) 申請方法

下記に事前にお電話等でご相談ください。

#### (7) 注意事項

新型コロナウイルス感染症に感染し、労働者災害補償保険(労災保険)の休業補償等を申請している場合は、傷病手当金を支給できない場合があります。

■ 問合せ・申請先 福祉保健課 ☎76-4608